後期高齢者医療制度のお知らせ

令和元年度の保険料から均等割軽減特例が見直されます

後期高齢者医療保険の保険料については、以下のように計算されています。

均等割額
40,907円+所得割額
(前年の総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) × 8.30%=保険料(年額)
(限度額62万円)

均等割額については、皆様の所得状況によって軽減措置がなされていますが、今回はこの制度が見直されます。

見直しの背景

後期高齢者医療保険料の均等割額において、制度発足時より激変緩和措置として本則7割の方については、現在9割及び8.5割軽減とする特例措置が行われています。

医療費が増大する中で、現役世代への負担も大きく問題となっていることから、世代間の負担の公平を図るとともに、全ての人が安心して医療を受けられるよう、また、令和元年10月より所得の低い方への介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給が開始されることと合わせて段階的に見直しがされることとなりました。

均等割額の軽減率について

令和元年度については、平成30年度において9割軽減の所得要件であった被保険者の方は8割軽減となります。(令和2年度には、本則どおりの7割軽減となります。)

世帯(被保険者と世帯主)の 前年の総所得金額等を合計した額		均等割の軽減割合			均等割額	
		本則	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
33万円以下		7割軽減	8.5割軽減	8.5割軽減	6,136円	6,136円
	うち、世帯の被保険者全員の各種所得が 無い場合	7割軽減	9割軽減	8割軽減	4,090円	8,181円
33万円+28万円×(世帯の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	5割軽減	5割軽減	20,453円	20,453円
33万円+51万円×(世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	2割軽減	2割軽減	32,725円	32,725円

※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援 策の対象となりますが、課税されている方が同居している場合については対象となりません。 また、年金生活者支援給付金の支給額については、納付実績等により異なります。

※8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給対象とならないことも踏まえ、1年間に限り、実質上8.5割軽減を据え置くこととなります。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線138) 長野県後期高齢者医療広域連合 電話026-229-5320